

第3章 農業の持続的発展に向けて

1 農業者戸別所得補償制度の取組

農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することで、農業経営の安定を図り、自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とした施策です。平成22年度に水田を対象とする戸別所得補償モデル対策（以下「モデル対策」という。）として始まり、23年度からは、畑作物にも対象を拡大して本格実施しています。

本制度は、①米に対する助成（米の所得補償交付金、米価変動補填交付金）、②畑作物の所得補償交付金、③水田活用の所得補償交付金の3つの柱と、各種加算措置により構成されています。

（1）経営形態別・交付金別の支払件数

九州における23年度の交付金支払件数は、18万7,583件となり、22年度のモデル対策の支払件数18万6,988件と比べ0.3%（595件）の増加となっています（表3-1）。

経営形態別にみると、個人18万5,144件（前年度比100.2%）、法人960件（同117.4%）、集落営農1,479件（同102.5%）となっており、いずれもモデル対策と比べ増加しました。

また、交付金別にみると、米の所得補償交付金14万9,751件（前年度比102.7%）、水田活用の所得補償交付金10万9,793件（同97.4%）となり、23年度から対象となった畑作物の所得補償交付金は7,677件、各種加算交付金は616件（内訳は規模拡大加算596件、再生利用加算20件）となりました。

なお、米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償する米価変動補填交付金は、平成23年産米の販売価格が堅調に推移し、当該交付金の発動基準である「標準的な販売価格」を下回らなかったため、交付されませんでした。

表3-1 農業者戸別所得補償制度の支払件数（平成23年度）

単位：件、戸

	平成23年度 支払件数	経営形態別				交付金別			
		個人	法人	集落営農	構成戸数	米の 所得補償 交付金	水田活用 の所得補 償交付金	畑作物の 所得補償 交付金	各種加算 交付金
福岡県	31,800	31,195	207	398	17,653	25,419	17,359	1,535	118
佐賀県	18,062	17,519	60	483	16,944	13,693	9,897	1,478	20
長崎県	17,058	16,929	49	80	2,486	14,498	10,110	412	21
熊本県	37,540	37,055	187	298	10,190	28,545	24,880	1,525	79
大分県	22,659	22,283	224	152	2,894	20,897	8,654	1,271	180
宮崎県	28,726	28,569	127	30	2,513	22,005	20,263	557	112
鹿児島県	31,738	31,594	106	38	1,426	24,694	18,630	899	86
九州計 (前年度比)	187,583 (100.3%)	185,144 (100.2%)	960 (117.4%)	1,479 (102.5%)	54,106 (104.9%)	149,751 (102.7%)	109,793 (97.4%)	7,677 (一)	616 (一)
全 国	1,150,159	1,135,010	7,563	7,586	241,336	1,008,018	539,741	74,610	8,394

資料：農林水産省「農業者戸別所得補償制度の支払実績」（平成24年6月28日公表）

(2) 米及び水田活用の所得補償交付金の支払面積

米の所得補償交付金の支払面積は、九州各県の23年産米の生産数量目標が22年産米に比べ減少したものの、22年度のモデル対策とほぼ同等の13万3,451haとなりました。

水田活用の所得補償交付金の支払面積は、麦5万3,699ha、大豆2万450ha、飼料作物3万4,143ha、飼料用米3,760ha、WCS用稲1万2,954haとなるなど、ほぼすべての品目でモデル対策より増加しています(表3-2)。

支払面積が増加した要因としては、モデル対策時には様子見をしていた農業者等の申請が行われたことや、新規需要米の取組拡大等によるものと考えられます。

特に、畜産が盛んな九州においては、飼料作物、飼料用米、WCS用稲の生産が伸びており、とりわけ熊本県、宮崎県、鹿児島県では、農協等を中心にマッチングが進められた結果、支払面積が大きく増加しています。また、加工用米についても、原料を国産に求める焼酎メーカー等の実需者の要望に応えた形での取組が進み、支払面積が増加しています。

表3-2 米及び水田活用の所得補償交付金の支払面積

単位：ha

		米 の 所得補償 交 付 金 (10a控除前)	水田活用の所得補償交付金								
			麦	大豆	飼料作物 (除WCS用 稲)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	そば	なたね	加工用米
福 岡 県	平.22	28,791	20,182	7,796	1,136	41	379	557	45	39	418
	平.23	28,430	20,742	7,963	1,198	130	771	842	46	38	401
佐 賀 県	平.22	27,047	20,687	7,396	766	13	131	137	12	10	101
	平.23	25,858	20,786	8,152	853	12	326	328	14	10	197
長 崎 県	平.22	8,161	1,177	385	3,635	3	110	119	81	7	19
	平.23	8,575	1,251	390	4,122	5	157	281	87	4	15
熊 本 県	平.22	28,890	5,924	2,009	5,972	108	648	3,307	219	54	297
	平.23	28,367	6,212	1,891	6,917	183	1,108	4,836	265	53	389
大 分 県	平.22	15,356	4,124	1,772	2,091	15	580	753	235	17	35
	平.23	15,751	4,550	1,625	2,358	31	945	1,363	264	8	33
宮 崎 県	平.22	12,339	49	194	9,024	25	157	2,804	279	13	61
	平.23	12,449	64	228	10,783	36	237	4,056	318	14	139
鹿児島県	平.22	13,393	79	189	7,212	17	123	691	753	11	333
	平.23	14,019	95	202	7,913	14	216	1,248	759	4	573
九 州 計	平.22	133,979	52,221	19,741	29,836	222	2,129	8,368	1,622	151	1,263
	平.23 (前年度比)	133,451 (99.6%)	53,699 (102.8%)	20,450 (103.6%)	34,143 (114.4%)	411 (185.1%)	3,760 (176.6%)	12,954 (154.8%)	1,754 (108.1%)	131 (86.8%)	1,746 (138.2%)
全 国	平.22	1,127,040	166,300	112,003	95,670	4,920	14,773	15,878	31,346	759	38,374
	平.23	1,128,201	169,665	111,069	100,881	7,263	33,758	22,856	35,260	643	27,494

資料：平.23は、農林水産省「農業者戸別所得補償制度の支払実績」（平成24年6月28日公表）

平.22は、農林水産省「戸別所得補償モデル対策支払実績（速報値）」（平成23年5月13日公表）

注：四捨五入の関係で合計値は一致しない場合があります。

2 多様な農業経営体の育成確保

(1) 認定農業者の現状

ア 認定農業者制度の推進状況

(平成23年3月末現在で5万776経営体が認定)

九州における23年3月末現在の認定農業者^{※1}数は、227市町村において5万776経営体で、全国24万6,475経営体の21%を占めています。また、法人経営は3,045経営体となり、九州の認定農業者の6%を占めています。

県別でみると熊本県が1万1,057経営体(全国3位)、宮崎県が8,968経営体(全国6位)、鹿児島県が8,950経営体(全国7位)と全国の上位となっています。

表3-3 認定農業者数(23年3月末現在)

単位：経営体

県名	基本構想 策定市町村数	認定 市町村数	認定農業者数	うち法人	うち 特定農業法人	うち共同申請
福岡県	57	57	6,161	329	19	256
佐賀県	20	20	4,714	129	2	237
長崎県	21	21	6,281	206	8	339
熊本県	45	45	11,057	476	-	1,000
大分県	17	17	4,645	487	70	221
宮崎県	26	26	8,968	573	8	347
鹿児島県	41	41	8,950	845	8	295
九州計	227	227	50,776	3,045	115	2,695
全国	1,660	1,629	246,475	15,048	948	8,984

資料：九州農政局調べ

イ 特定農業法人、特定農業団体の設立状況

九州内の23年3月末現在の特定農業法人^{※2}数は6県37市町村で115法人、特定農業団体^{※3}数は6県34市町村で217団体となっています。

県別でみると、特定農業法人は、大分県が70法人と九州内の6割を占めています。特定農業団体は、長崎県が73団体、大分県が81団体と2県で九州内の7割を占めています。

表3-4 特定農業法人・特定農業団体数

単位：法人、団体

県名	特定農業法人数	特定農業団体数
福岡県	19	23
佐賀県	2	24
長崎県	8	73
熊本県	-	1
大分県	70	81
宮崎県	8	-
鹿児島県	8	15
九州計	115	217
全国	948	1,757

資料：九州農政局調べ(23年3月末現在)

※1 認定農業者とは、(1) 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者、と(2) 特定農業法人で認定農業者とみなされている法人の合計です。

※2 特定農業法人とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の過半を農作業受託や借入などにより集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た農業生産法人です。

※3 特定農業団体とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織です。

（２）農業経営の法人化

（農業生産法人は増加傾向）

九州における農業生産法人の数は、2,049法人（23年1月現在）で、増加傾向にあります（表3-5）。

県別にみると、鹿児島県の605法人が最も多く、続いて熊本県の363法人、大分県の312法人となっています。

組織形態別では、株式会社（特例有限会社を除く）が432法人（21%）、株式会社（特例有限会社）が1,135法人（55%）、農事組合法人が459法人（22%）で、会社法人形態によるものが全体の7割を超えています。

表3-5 農業生産法人数(23年1月現在)

単位:法人

		計	株式会社 (特例有限 会社を除 く)	株式会社 (特例有限 会社)	農事組合法人	その他
九州	福岡県	228	36	101	90	1
	佐賀県	85	17	54	14	-
	長崎県	146	31	88	27	-
	熊本県	363	82	200	72	9
	大分県	312	44	117	150	1
	宮崎県	310	96	179	29	6
	鹿児島県	605	126	396	77	6
	計	2,049	432	1,135	459	23
	構成比	100%	21%	55%	22%	1%
	(参考) 22年	2,031	349	1,211	448	23
(参考) 全 国	23年	12,052	2,135	6,572	3,154	191
	22年	11,829	1,696	6,907	3,056	170

資料：農林水産省経営局及び九州農政局調べ

注：特例有限会社とは、平成18年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行したものです。

【経営の多角化に取り組む集落営農法人（宮崎県高 原 町）】

高原町の農事組合法人「はなどう」は、5年、10年先の高齢化や耕作放棄地の増大が懸念される中、地域での話し合いを重ね、17年に地域農業を守る受け皿として集落営農組織を設立、20年5月にさらなる経営発展を目指し法人化されました。

米、麦、大豆等の農作業受託とともに、21年1月に農産物直売所「杜の穂倉」を開設し、ブランド米「小清水栽培ヒノヒカリ」や組合員が生産した野菜・加工品等を販売しています。

また、「はなどう」で生産した農産物を使い、女性グループ「乙女会」による味噌加工をはじめ、県内外業者とも連携して、「黒花うどん」、「金ごま油」、「米粉ロール」、「大麦焼酎」、「地ビール」等、数多くの特産品を開発しています。ここにしかないオンリーワンの商品作りをモットーに、農産物直売所の売り上げは1億円を超え、年間来客数も20万人を超えています。



農産物直売所「杜の穂倉」

（３）一般法人の農業参入の動向

多様な主体による農業参入を促進していく観点から、21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の一般法人についても、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも農地の貸借による参入が可能となりました。

九州では、24年３月末現在で食品関係業者や建設業者など96の一般法人が181.6haの農地を借受け、農業に参入しています。この実績は、23年３月末時点の46法人から倍増しており、貸借による参入が可能となった改正農地法の効果が確実に現れていることがうかがえます（表３－６）。

特に熊本県では、新たな担い手の確保と地域活性化を図るため、知事特命によるプロジェクトチームを設置し推進してきたことから、九州では最も多い43法人が参入しています。

また、23年度には大手スーパー、JR、製薬会社の子会社等が参入するなど、大手資本による農業参入もみられるようになりました。

表３－６ 一般法人の農業参入の状況

単位：法人、ha

県 名	参入数	参入面積	組織形態別			業種別					
			株式会社	有限会社	NPO等	食品関連産業	農・畜産業	建設	製造	その他卸売・小売業	その他
福岡県	11	6.5	8	1	2	1	3	1	－	3	3
佐賀県	5	3.1	5	－	－	－	3	1	－	－	1
長崎県	9	10.3	7	1	1	3	1	1	－	－	4
熊本県	43	114.7	29	5	9	6	16	6	2	4	9
大分県	8	23.8	4	3	1	3	4	1	－	－	－
宮崎県	10	8.3	7	3	－	2	6	－	－	1	1
鹿児島県	10	14.9	4	4	2	－	1	3	－	－	6
九州計	96	181.6	64	17	15	15	34	13	2	8	24

資料：九州農政局調べ

注１：参入数は、改正農地法施行後（平.21.12～平.24.3）の新規参入数で、農業生産法人の資格を取得し、農業参入した法人は含まれていません。

【一般法人の参入事例（熊本県）】

（株）東洋グリーンファームは、東洋新薬の栽培管理部門を分社化し、23年３月に設立。熊本県阿蘇地方等において約14haの農地を借受け、青汁の原料である大麦若葉、ケールを栽培しています。

なお、農業者に対する契約栽培を含めると栽培面積は100ha以上に及びます。



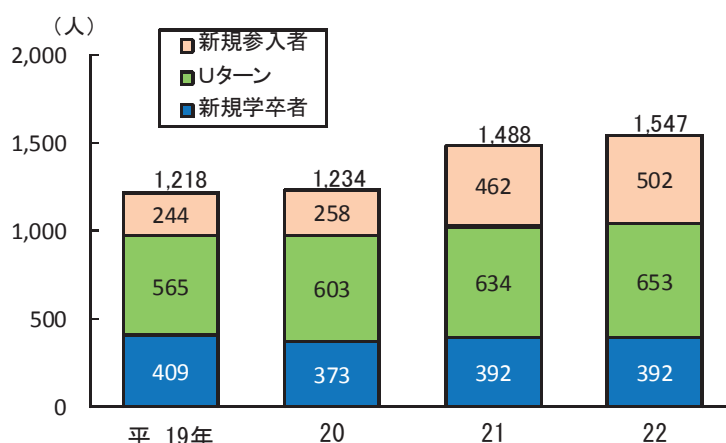
ケールの栽培ほ場

（４）新規就農者の育成確保

（新規就農者の支援）

図３－１ 新規就農者の推移（九州）

近年、九州の新規就農者数は増加傾向で推移しており、22年には1,547名となっています。中でも、新規参入者（非農家出身者等）及びＵターン就農者が増加傾向にあります（図３－１）。



資料：九州農政局調べ

農林水産省では、農業を始めたと考えている方に、就農時の悩み・不安を解消し、安心して農業をはじめていただけるよう総合的にサポートしています。また、就農準備の段階では、就農のための情報提供や技術習得のための研修を行っています。なお、就農後も機械・施設の取得の支援等を行っています。

【新規就農者向け資金の活用事例（鹿児島県霧島市）】～施設・機械の導入～

鹿児島県霧島市のＹさん（43歳）は、地元の企業に勤めていましたが、以前から農業に興味を持っていたこともあり、安全・安心な農産物の生産に取り組むことを決心しました。農業経営を始めるにあたり、就農支援資金制度を活用して水耕栽培施設を導入しました。現在、鹿児島県の認証制度「かごしまの農林水産物認証」を受け、積極的にサラダホウレンソウの生産に取り組んでいます。



導入された水耕栽培施設

（青年農業者の育成）

九州農政局では、青年農業者の育成を目的とし、23年12月に各県の青年農業者代表を対象とした人材育成セミナーを三部構成で開催しました。第一部では農地集積や規模拡大等について、九州農政局長から青年農業者へ問いかける形で意見交換を行い、参加者からは、経営的感覚で取り組むことが必要ではないか等の意見が出されました。第二部では「農業の成長を販売の分野から目指す」と題して、マーケティングの専門家による講演を行いました。第三部では各県の代表から販売促進等の活動事例の紹介の後、セミナー講師も参加して、農産物の販売促進に関してセールスプロモーションの視点で意見交換が行われました。

（５）農村女性の活動の促進に向けた取組

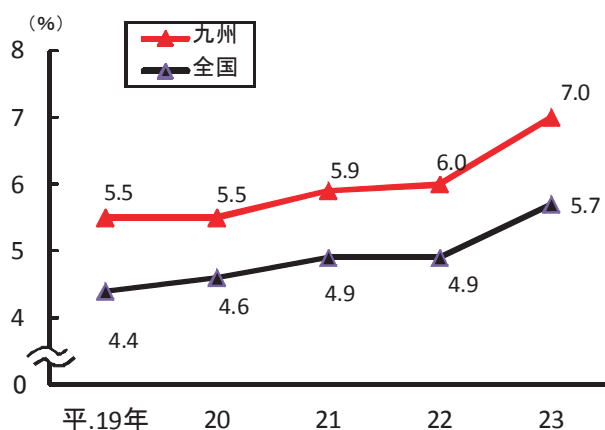
（農山漁村男女共同参画の推進）

農業就業人口に占める女性の割合は、2010年世界農林業センサスの結果では48%と全体の約半数を占め、農業の重要な担い手となっています。

一方で九州における農業委員への女性の登用率は、全国を上回って推移しているものの、1割に満たない水準です（図3－2）。

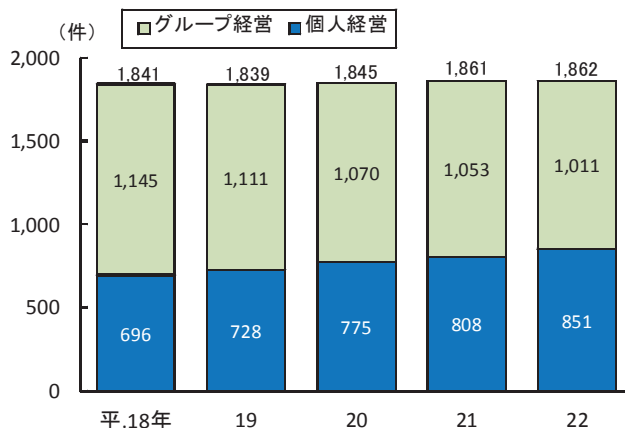
また、農村女性の起業の状況をみると約1,800件で推移しており、近年は個人経営での起業が増加傾向にあります（図3－3）。

図3－2 女性農業委員数の割合



資料：農林水産省調べ

図3－3 女性起業数の推移（九州）



資料：九州農政局調べ

魅力ある農林水産業づくりや6次産業化の推進には、地域でいきいきと活躍している女性たちの斬新なアイデアや自由な発想が不可欠です。

このため、九州農政局では、女性の地域社会への参画を一層促進するためのセミナーを開催しています。

23年度は24年2月に熊本市で、「女性の起業と発展とささえる人たち」と題して、女性起業家の成功事例だけでなく、支える人達の視点も取り入れたテーマで、農山漁村男女共同参画推進セミナーを開催し、農業者等約180人が参加されました。

このセミナーでは、講演、事例発表に続いてパネルディスカッションが行われ、女性起業家の活動しやすい環境づくり、成功のポイントについて議論し、女性が農村で能力を十分に発揮できる環境は何かということ等について、参考となる知見や経験が紹介されました。



パネルディスカッションの様子



【活躍している女性起業家（長崎県雲仙市）】

農事組合法人「^{もりやま}守山女性部加工組合」は、ふるさとの味とおふくろの味を守り伝えようとの想いで、JA女性部



が母体となり昭和62年に設立。現在、女性部員10名で活動を行っています。平成18年に法人化し、添加物のない素材を活かした加工品づくりに取り組み、商品のブランド化にも成功しています。また、雲仙市に伝わる希少価値の在来種「雲仙こぶ高菜」の保存や復活のための商品化に地域を巻き込んで取り組み、イタリアのスローフード協会国際本部にその活動が認められ、「雲仙こぶ高菜」は「プレシディオ[※]」に日本で初めて認定されました。



守山女性部加工組合の皆さん

高齢化等で跡継ぎがないことが課題となっている中、本グループでは経営面の見直しと若者が働いて喜んでもらえる職場づくりのため、就業規定や福利厚生等の整備に努めています。これにより、世代交代もスムーズに行われ、20年以上にわたり活動を続けています。この活動をきっかけとして、各方面で意見を求められる機会が増え、自信を持って話すことが出来るようになり、国内はもとより海外の多くの方との交流も広がっています。



世界中の方と交流

このような活動が出来るのも家族の理解とバックアップがあつてのこととの思いをもち、今後とも、より質の高い食材や加工品を地域の人々に届け、地域をより元気にしたいという想いで取り組まれています。

※ 「プレシディオ」とは、世界的に見ても希少で、地域活性化につながっていく食材をスローフード協会国際本部が認定し、良質な食を提供する小規模生産者の支援を行っていかうとする食材。

3 農業所得増大に向けた取組

(1) 農山漁村の6次産業化の取組

九州では、温暖な気候と様々な地形を活かした多様な農林水産業が展開されています。このような中、農林漁業者自らが、自らの生産物を活かして高付加価値商品を創出し、流通・販売へ展開する等の6次産業化の取組が進展しています。

(6次産業化サポートセンターによる支援体制)

平成24年3月現在、九州では「六次産業化法」に基づく「総合化事業計画」及び「研究開発・成果利用事業計画」が107件認定されています。また、23年6月には、各県にサポートセンターが設置され、農林漁業者の6次産業化の取組を総合的に支援しています。各県サポートセンターに4～6名の6次産業化プランナーを置き、案件の発掘、計画づくりのサポート、認定後のフォロー等を実施しました。

(九州地域6次産業化フォーラム)

九州農政局では、6次産業化の普及・啓発を目指し、23年7月に熊本市において「九州地域6次産業化フォーラム」を開催しました。各県から農林漁業者、食品産業関係者、地方公共団体関係者等約300名が参加し、先進者による事例紹介と6次産業化のメリット等についてパネルディスカッションを行いました。



6次産業化フォーラム

(九州地域6次産業化推進会議)

23年度は、九州各県担当者及び有識者の専門委員による「九州地域6次産業化推進会議」を2回開催しました。1回目（23年7月）は「6次産業化のコーディネート業務に求められるもの」、2回目（24年3月）は「2年目の事業推進に向けて」をテーマに議論を行いました。この中では「1次産業である生産基盤を確立した後に2次・3次と統合あるいは提携を選択することが大事である。」、「地域に密着した普及指導員の役割が重要になってくる。」、「地域全体の6次産業化も考える必要がある。」等、貴重なご意見をいただきました。

(九州農業成長産業化連携協議会)

さらに6次産業化を推進し、農林漁業を成長産業化させるため、農林漁業関係者と商工業関係者とが経営連携を図るための場として「九州農業成長産業化連携協議会」を九州経済産業局等とともに設立し、24年3月、熊本市において設立総会を開催しました。

（２）農林水産業と食品産業の連携・強化

農林水産省では、「六次産業化法」、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」（平成20年法律第38号）の認定事業者や食料産業クラスター協議会等による国産農林水産物を活用した新商品開発や販路開拓、農林漁業者等への技術研修、関係者間での交流会等の開催等の取組を支援しています。

（新商品の開発・販路拡大等の取組）

国産農林水産物を活用した新商品等の販路拡大等により地域経済の活性化を図るため、株式会社JTB西日本が事業実施主体となり「全国キャラバン！食の発掘商談会in熊本」（24年1月：熊本市）が開催されました。この中では、商談会に先立ち、販路開拓・商品開発につながる手法の構築を目的としたシンポジウムが行われました。



また、農林漁業者と食品産業事業者が安定的な取引を確立し、地域の農林水産物を活用した新商品を事業化できるよう、6次産業化推進整備事業（農商工連携タイプ）により、「国産規格外米」を使用した焼酎用米こうじ原料の製造（鹿児島県）、「有明海産のり」を使用した食物アレ

ルギー対応味付けのりの製造（熊本県）等の食品の加工にかかる施設整備を支援しました。

九州各県の六次産業化法認定事業者、食料産業クラスター協議会等を中心に、6次産業化、食農連携による地域農林水産物を活用した新商品の開発、販路拡大、ブランド化等の取組が行われています。23年度は6次産業推進地域支援事業により「煮干しいりこ」を中心とした海の幸と地域野菜を利用した新商品開発（長崎県）、イタリアントマト等を利用した商品加工・冷凍・販売（熊本県）、しょうがを活用した漬物の販路開拓（宮崎県）等44件の新商品開発・販路開拓等の取組を支援しました。

（農商工連携の推進）

23年度における農商工等連携促進法に基づく中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画（農商工等連携事業計画）は、九州内で6件（累計52件）が認定されています（表3－7）。

表3－7 農商工等連携事業計画認定状況

単位：件

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計	全国計
20年度	2	1	1	4	2	2	8	20	185
21年度	3	3	2	5	2	2	3	20	187
22年度	3	4	0	2	0	1	1	11	66
23年度	3	0	0	1	2	0	0	6	57
計	11	8	3	12	6	5	12	52	491

資料：経済産業省及び農林水産省

注：認定の取消しがあるため、合計は一致しません。

（３）農林水産物・食品の輸出拡大の取組

国内の農林水産物・食品市場は少子高齢化等により縮小傾向にありますが、海外には今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在します。我が国の農林水産業や食品産業の発展のためには、アジアをはじめとする海外市場への輸出拡大に積極的に取り組むことが重要です。

九州農政局では、県域を越えた事業者間の連携による輸出促進を図るために、九州農林水産物等輸出促進ネットワーク※を設置し、関係者間の情報交換の場を提供するとともに、「輸出オリエンテーションの会」の開催等、輸出促進に向けた取組を実施しています。

（輸出オリエンテーションの会の開催）

23年度の「輸出オリエンテーションの会」については、熊本市において開催し、海外への販路を確保・拡大しようとする農林漁業者・事業者に対する輸出のノウハウ等の情報提供や国内外の有力な商社・バイヤーとの商談を行う機会の提供を行いました（表３－８）。



個別商談の様子



商品展示の様子

表３－８ 「輸出オリエンテーションの会」の取組概要

開催時期	イベント名	対象者	内 容
平. 23年11月	研修会	農林水産物・食品等の輸出に関心のある農林漁業者・食品事業者等	輸出を巡る現在の状況や輸出のノウハウに関する講演等
平. 24年 1 月	商談対策セミナー	2 月開催の展示・商談会の出展予定者	海外マーケットの現状、貿易の基礎知識についての講義、商談技術を向上させるための模擬商談の実施、参加バイヤーに関する情報提供等
平. 24年 2 月	展示・商談会	出展者（九州内の農林水産物・食品関連33事業者）	バイヤー（海外11社、国内11社）を招へいしてのアポイント型個別商談、フリー商談、商談商品の展示・試食

※ 九州農林水産物等輸出促進ネットワークとは、九州管内の農林水産物の輸出業務に携わっている関係機関（国の地方機関、県、農協、漁連、森連等）の相互連携を図るための組織です。

（香港食品・外食産業ミッションが九州を訪問）

23年12月、香港の輸入・小売業・外食産業関係者等からなる訪日団が九州を訪問しました。これとあわせて、香港貿易発展局等の主催で福岡市においてシンポジウム「香港食品マーケットへのビジネス参入について」が開催（12月13日）され、九州農政局からは「最新の日本食品安全事情」についての講演を行いました。その後、香港側訪日団は鹿児島県島、宮崎県、熊本県を訪問し、県等が主催する商談会等（12月14～16日）に参加しました。その中で香港側からは、九州からの農林水産物・食品の輸出拡大を期待する声が多く聞かれました。

（農林水産物等輸出の事例）

「JAたまな」では、新たな販路の開拓、生産者の所得向上、産地の活性化を図るため、16年度から農林水産物の輸出に取り組んでいます。

輸出品目に対する責任と信頼を得るため、農協独自で輸出先国、パートナーバイヤーを探し、日系百貨店等での試食宣伝販売会や各種フェアへの出展等を行い、台湾向けのみかんや香港向けのいちごの輸出を行ってきました。特に、いちご「ひのしずく」は高級果実として香港で高い評価を得ており、輸出実績も増加傾向にあります。

また、輸入業者、バイヤーを産地に招へいし、生産現場や選果場の見学、生産者との意見交換会等を開催して産地のPRを行うとともに、海外市場調査や現地の事情に通じた輸出プロモーターの活用等により輸出規模の拡大を図っています。22年には香港で「露之水滴」（「ひのしずく」の香港名）を商標登録するなどブランドの確立にも力を注いでいます。



香港での販促活動の様子

最近では、「ひのしずく」をシンガポールに輸出するとともに、香港向けにミニトマトの試験販売を行うなど、新たな輸出先国の開拓や輸出品目の拡大に向けた取組を実践しています。

表3-9 JAたまな 輸出実績の推移

単位：t、千円

	平.16年度	17	18	19	20	21	22
輸出先国	台湾 香港	台湾 香港	台湾 香港	台湾 香港	台湾 香港	香港	香港 シンガポール
おもな 輸出品目	みかん いちご	みかん いちご	みかん いちご	みかん いちご	みかん いちご	いちご	いちご
数 量	14.8	21.3	4.4	30.2	19.1	15.6	24.3
うち いちご	1.0	2.3	3.4	12.0	8.3	15.3	23.5
金 額	4,056	6,727	5,230	20,323	15,799	23,600	34,675
うち いちご	1,500	2,813	5,010	17,367	4,041	23,300	34,424

資料：JAたまな

4 豊富なバイオマス資源を活かして

生物由来の資源であるバイオマスを活用することで、地球温暖化防止だけではなく、地域に新たな産業と雇用が生まれることが期待されます。九州では、畜産業や食品製造業から発生する家畜排せつ物や焼酎かす等のバイオマス資源が豊富に存在することから、これらの有効利用を目指した取組が行われています。

（１）バイオマス活用推進計画の策定推進

バイオマス資源量の状況や利用に対する需要等は、地域によって様々であることから、バイオマスを持続的に利活用していくためには、地域の実情に即したシステムを構築することが必要です。

このため、農林水産省では「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づいてバイオマスタウン構想の策定を推進しており、平成23年4月現在全国で318地区、九州で56地区（福岡県5、佐賀県4、長崎県7、熊本県11、大分県7、宮崎県7、鹿児島県15）の構想が公表されています。

さらに、21年9月に「バイオマス活用推進基本法」が施行され、同法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」が22年12月に閣議決定されました。これに伴い、今後は全都道府県での「都道府県バイオマス活用推進計画」と、従来のバイオマスタウン構想に相当する「市町村バイオマス活用推進計画」を32年までに全国600市町村で策定することを目標に推進を図ることとなっています。

九州農政局では、24年3月に「九州地域バイオマス関係機関連絡会議」の担当者会議を開催し、23年度に「県バイオマス活用推進計画」を策定公表した熊本県及び鹿児島県からの概要の発表や「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」の説明を行いました。



担当者会議の様子

（２）バイオマスの利活用の取組

バイオマスは、飼料、肥料、プラスチック、バイオ燃料等の製品利用のみならず、発電・熱利用等のエネルギーとしての利用方法があり、九州では豊富なバイオマス資源を最大限に活用した取組が展開されています。

（製品利用）

焼酎製造が盛んな九州においては、焼酎かすを活用して、飼料や肥料等が製造されています。国のバイオマスタウン支援事業で整備された飼料化施設としては、大分県宇佐市の三和酒類株式会社をはじめ九州内10施設（長崎県1、大分県1、宮崎県4、鹿児島県4）が稼働し、年間3万9,886tの飼料を製造しています。また、肥料を製造する堆肥化及びメタン発酵施設として、宮崎県串間市の有限会社宮松クリーンをはじめ九州内4施設（宮崎県1、鹿児島県3）が稼働し、年間703tの堆肥及び4,539klの液肥を製造しています。



三和酒類^{はいた}臼田グリーンバイオ事業所

（エネルギー利用）

バイオマスのエネルギー利用としては、生ゴミ、下水汚泥、木くず、製材残材、鶏ふん等を活用した発電が行われ、自家利用以外の余剰電力は電力事業者に供給されています。主な発電施設として、鶏ふんを活用した宮崎県川^{かわ}南^{みなみ}町の「みやざきバイオマスリサイクル株式会社」（平成17年～）や、木質チップを活用した大分県日^ひ田^た市の「株式会社日田ウッドパワー日田発電所」（平成18年～）が稼働しています。

現在、九州におけるバイオマス発電施設では、年間約2億kWh（4万世帯相当分）の電気を生産し、約1.4億kWhの売電を行っています。

また、23年度、宮崎県都^{みやこの}城^{じょう}市の「南国興産株式会社」では、鶏、牛、豚の混合ふんによる年間約711万kWhの電力を生産するバイオマス発電施設が建設されました。



みやざきバイオマスリサイクル発電所



日田ウッドパワー日田発電所

5 環境保全型農業への取組

九州農政局では、環境保全型農業直接支援対策や環境保全型農業推進コンクール等を実施し、有機農業や環境保全型農業への取組の促進に努めています。

（１）環境保全型農業直接支援対策の実施

平成23年度は戸別所得補償制度の本格実施にあわせて、従来の農地・水・環境保全向上対策が見直され、独立して環境保全型農業直接支払交付金を実施されるとともに、過渡的措置として先進的営農活動支援交付金を実施されました。

これまで農地・水・環境保全向上対策では化学肥料及び化学合成農薬の5割低減の取組に対して支援をしていましたが、環境保全型農業直接支払交付金では、この取組とセットでカバー Klopp[※]等の地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援しています。

表 3－10 平成23年度環境保全型農業直接支援対策の申請状況（23年8月末）

単位：件、組織、ha

		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	九州計
環境保全型農業	件数	44	63	63	314	24	150	260	918
直接支払交付金	面積	156	108	121	576	52	196	487	1,696
先進的営農活動	組織数	66	119	46	174	18	11	9	443
支援交付金	面積	1,003	1,635	1,567	5,804	237	100	239	10,585

資料：農林水産省調べ（平成23年11月30日公表資料）

（２）環境保全型農業推進コンクールの実施

（環境保全型農業と有機農業の分野で農林水産大臣賞を受賞）

九州農政局では、環境保全型農業を推進しその技術の普及・定着を図るため、「九州・沖縄ブロック環境保全型農業推進協議会」を設置しています。この協議会では毎年、有機農業をはじめとする環境保全型農業に取り組んでいる個人または団体の事例を募集し、全国環境保全型農業推進会議に推薦しています。23年度は、環境保全型農業の分野で鹿児島県志布志市^{しぶしし}「志布志市茶業振興会有明支部^{ありあけちょう}有明町茶業振興会」、有機農業の分野で長崎県雲仙市^{うんぜんし}の岩崎政利氏が大賞（農林水産大臣賞）を受賞しました（表 3－11）。九州農政局では24年3月に長崎市で表彰式を開催し、賞状の伝達と表彰事例の発表を行いました。

※ カバークロップとは、土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制等を目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培される作物のことです。ライグラス等の牧草類、大麦等の麦類、れんげ等のマメ科植物が、それぞれの生育、栽培特性に応じて、様々な場面で活用されています。

表 3-11 平成23年度環境保全型農業推進コンクール表彰者一覧

大賞（農林水産大臣賞）	鹿児島県志布志市 志布志市茶業振興会 有明支部 有明町茶業振興会 長崎県雲仙市 岩崎 政利氏
優秀賞（全国環境保全型農業推進会議会長賞）	熊本県嘉島町 大島宮農組合
奨励賞（全国環境保全型農業推進会議会長賞）	長崎県佐世保市 瀬道エコグリーン隊 大分県佐伯市 大分県農業協同組合県南柑橘レモン研究会 鹿児島県霧島市 農業生産法人 株式会社 エコ・スマイル

【「志布志市茶業振興会有明支部 有明町茶業振興会」の取組（鹿児島県志布志市）】

有明町茶業振興会は、志布志市のお茶の栽培面積1,200haの970ha（81%）を占める49戸の茶工場経営者と124戸の生葉生産者で構成。茶園の年間窒素施肥量50kg/10a以下とする目標を設定し、土壌診断結果による適正施肥、総合的病害虫・雑草管理（IPM）を実践。農薬散布回数は県慣行基準の約3割の低減、防除経費は約4割の低減となっているなど組織的な取組で環境保全型農業に挑戦しています。



【岩崎 政利氏の取組（長崎県雲仙市）】

岩崎氏は、緑肥を組み込んだ輪作による土づくりにより化学肥料や農薬に頼らない安定的な有機農業経営を確立。有機農業に適した在来品種等の自家採種を実践して種子保存に向けたネットワーク運動のリーダーとしての活動を行うとともに、消費者交流、食育・環境教育への参画を通じた環境保全型農業の理解増進活動に積極的に取り組んでいます。



「消費者との意見交換」で説明する岩崎氏

（3）エコファーマー認定取得の状況

農林水産省では、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減のための技術を一体的に導入する計画を定め、都道府県知事から認定を受けた「エコファーマー」への支援を行っています。

九州管内のエコファーマー認定件数は、24年3月末には、23年3月末に比べ17件減少となり、3万2,994件となっています。

九州の認定件数は、全国の認定件数21万6,287件の15%を占め、東北、関東、北陸に次ぐ認定件数となっています（図3-4）。

県別の認定件数をみると、熊本県が1万443件（九州1位、全国4位）、長崎

県が7,226件（九州 2 位、全国14位）、佐賀県が5,385件（九州 3 位、全国16位）となっています（表 3－12）。

図 3－4 ブロック別エコファーマーの認定件数割合

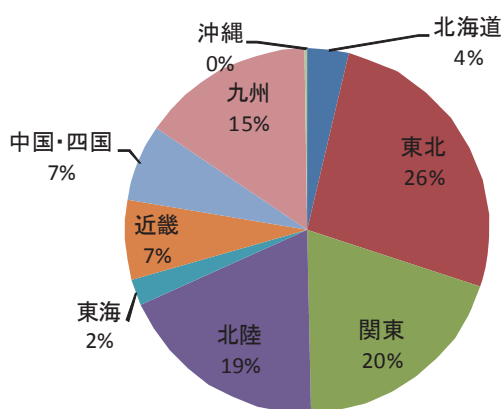


表 3－12 エコファーマーの認定件数

単位：件、%

	平成24年 3月末	平成23年 3月末	対前期比
全 国	216,287	211,557	102.2
九 州	32,994	33,011	99.9
福岡県	2,616	2,923	89.5
佐賀県	5,385	5,467	98.5
長崎県	7,226	7,248	99.7
熊本県	10,443	10,113	103.3
大分県	687	821	83.7
宮崎県	2,046	2,011	101.7
鹿児島県	4,591	4,428	103.7

資料：農林水産省調べ。

注意：本データは、平成24年3月31日現在と23年3月31日現在で、九州各県がエコファーマーとして認定したものをとりまとめたものです。

（４）有機農業の推進

「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（以下「有機農業推進法」という。）及び同法に基づく基本方針により、九州各県において有機農業が推進されています。

（九州における県有機農業推進計画の策定状況）

有機農業推進法に基づき県が定める有機農業推進計画については、24年3月までに九州全県が策定しています。

（九州における有機農業地区推進事業の実施状況）

九州農政局では、地域における有機農業を推進するため、有機農産物の販売企画力や生産技術力、人材育成力を強化する取組を支援しています。23年度は、8地区において農林水産省の直接採択事業を実施しています（表 3－13）。

表 3－13 九州における有機農業地区推進事業の実施状況

県名	事業実施主体名	関係市町村	対象作物	主な取組の概要
福岡県	赤村有機農業推進協議会	赤村	水稲、野菜	1 販売企画力強化の取組 有機農産物PRのための有機フェスタ開催支援、有機農業により生産された農産物の取引価格や出荷量の拡大を図る。 2 生産技術力の強化の取組 有機農業の技術を確立する取組、有機農業に適した種苗の確保のための取組等 3 人材育成力の強化の取組 有機JAS認証制度に関する研修、有機農業への参入希望者に対する指導助言等
長崎県	南島原市有機農業推進協議会	南島原市	水稲、野菜、果樹、黒ゴマ	
熊本県	宇城市有機農業推進協議会	宇城市	水稲、野菜	
熊本県	人吉市有機農業推進協議会	人吉市	水稲、野菜	
熊本県	山都町中山間地活性化有機農業推進協議会	山都町	野菜	
大分県	「給食畑の野菜」有機農業推進協議会	臼杵市	野菜	
宮崎県	綾町有機農業推進会議	綾町	水稲、野菜	
鹿児島県	かごしま有機農業推進協議会	鹿児島市 南さつま市 姶良市	水稲、野菜、果樹	

6 農地資源の有効活用に向けて

(1) 耕地面積と耕地利用率

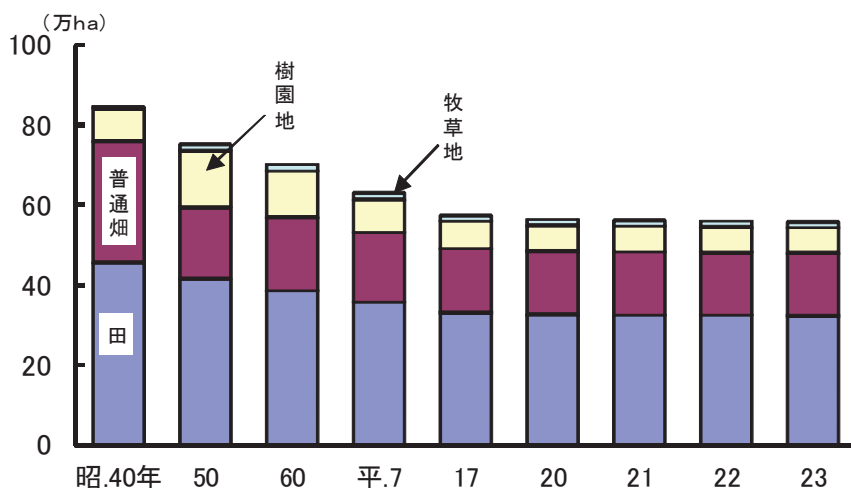
(九州の耕地面積は2千ha減少)

平成23年7月15日現在の九州の耕地面積(田畑計)は55万6,900haで、耕作放棄や宅地等への転用等により、前年に比べて2千ha減少しました。

田畑別にみると、田は32万3,300haで前年に比べて700ha、畑は23万3,600haで前年に比べて1,200haそれぞれ減少しました(図3-5)。

耕地面積は、年々減少を続け、平成22年では昭和40年の3分の2まで減少していますが、近年では耕作放棄地対策の推進等によって畑の開墾が行われたことなどにより減少幅が緩やかになっています。

図3-5 耕地面積の推移(九州)



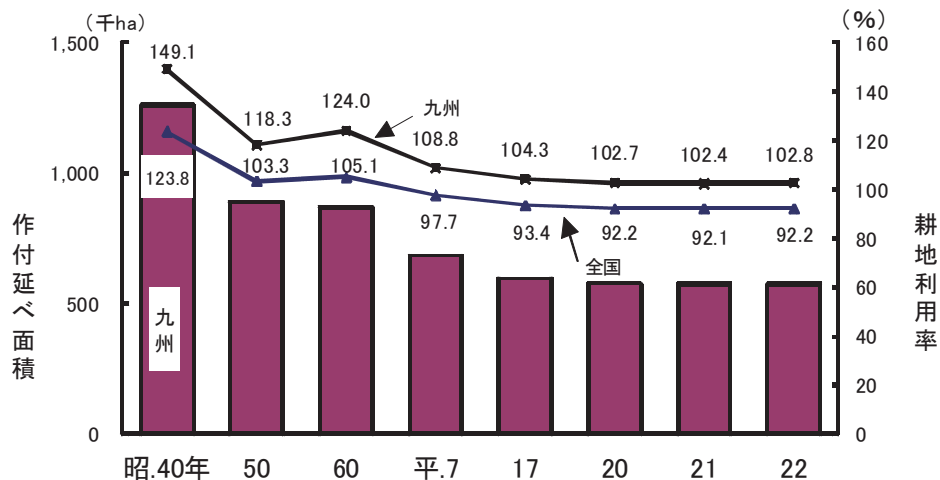
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(九州の耕地利用率は前年に比べて0.4ポイント上昇)

22年の耕地利用率(九州)は102.8%で、前年に比べて0.4ポイント上昇しました。これは、飼肥料用作物等の作付面積が他の作物の減少を上回って増加したためです。

耕地利用率の動向をみると昭和40年には149.1%でしたが同50年には118.3%と大幅に低下し、それ以降は漸減傾向となっています。

図3-6 耕地利用率の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

（２）耕作放棄地解消の取組

（耕作放棄地の実態及び解消面積）

2010年世界農林業センサスによる九州の耕作放棄地面積は6万570haとなっています（表3－14）。また、「平成22年度耕作放棄地全体調査」によれば、「農地として復元利用すべき耕作放棄地」は2万8,198haとなっています（表3－15）。

昨今の農業を取り巻く状況をみると、高齢化の進展や鳥獣被害の拡大等、耕作放棄地の発生は引き続き懸念されるところであり、「食料・農業・農村基本計画」や「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、耕作放棄地の解消を着実に進めていく必要があります。

表3－14 耕作放棄地面積（各年とも2月1日現在）

単位：ha、%

区 分	2010年	2005年	対 前 回 比
全 国	395,981	385,791	2.6
九 州	60,570	60,899	▲ 0.5
福 岡 県	7,189	7,030	2.3
佐 賀 県	4,777	4,458	7.2
長 崎 県	11,742	13,033	▲ 9.9
熊 本 県	12,032	11,675	3.1
大 分 県	8,373	8,013	4.5
宮 崎 県	4,678	4,685	▲ 0.1
鹿 児 島 県	11,778	12,004	▲ 1.9

資料：農林水産省「農林業センサス」

表3－15 荒廃した耕作放棄地等の面積（実績値）

単位：ha

区 分	市町村数	農地として復元利用すべき耕作放棄地	農用地 区 域	（参 考）				合 計	農用地 区 域	解消面積	
				農地として復元利用が不可能と見込まれる土地	農用地 区 域	農地として復元利用が可能な土地	農用地 区 域			営農再開、基盤整備後営農再開、保全管理	農用地 区 域
全 国	1,725	137,580	82,822	76,593	32,778	50,719	20,831	264,891	136,431	9,685	7,178
九 州	233	28,198	16,698	25,801	10,487	11,600	2,881	65,599	30,068	1,586	1,088
福 岡 県	60	2,543	1,539	1,941	919	163	86	4,647	2,544	106	66
佐 賀 県	20	2,990	2,293	501	451	507	395	3,998	3,140	68	32
長 崎 県	21	4,921	3,027	5,536	2,809	3,187	492	13,644	6,328	549	384
熊 本 県	45	4,497	2,152	4,718	1,815	58	18	9,273	3,985	257	163
大 分 県	18	2,776	1,965	5,479	2,881	2,043	1,114	10,298	5,960	61	45
宮 崎 県	26	1,749	1,292	858	392	386	63	2,993	1,747	209	168
鹿 児 島 県	43	8,722	4,430	6,768	1,220	5,256	713	20,746	6,364	336	230
（参 考） 九州（昨年）	233	28,935	16,957	25,584	9,464	7,875	1,537	62,394	27,958	1,321	980

資料：農林水産省「平成22年度耕作放棄地全体調査」

注1：九州及び九州管内各県の値については、23年3月までに報告のあった同管内233市町村（23年3月1日現在）の集計値です。

注2：「農地として復元利用すべき耕作放棄地」は、「人力・農業用機械での草刈り・耕起・拔根・整地や基盤整備により、耕作可能な土地」をいいます。

（耕作放棄地解消への取組）

九州各県では、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や県単独事業等を活用した耕作放棄地の解消に向けた積極的な取組が進められています。また、23年度から本格実施された農業者戸別所得補償制度において、畑の耕作放棄地等に麦、大豆等を作付けした場合は一定額を再生利用加算として交付することによって耕作放棄地の解消を促進しています。今後、制度の普及により一層の解消が期待されます。

また、優良農地を確保するためには、耕作放棄地の解消の推進と併せて耕作放棄地の新たな発生を防止することも重要であることから、九州農政局では、農家や農業法人、関係機関との意見交換会等の場において、耕作放棄地の解消または発生抑制に向けたさらなる取組の推進を要請するとともに、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金の活用、集落営農の設立による耕作放棄地の発生抑制の取組について情報収集を行いました。

【集落全体を電柵で囲みイノシシやシカによる鳥獣被害を防止】

（大分県^{くすまち}玖珠町^{ここ}古後^{はる} 原・^{せんどう}専道・^{かじわら}梶原地区）

玖珠町古後の原・専道・梶原地区は、水稻作が中心の中山間地域で、特にイノシシやシカによる獣害が深刻であり、耕作放棄地の発生が懸念されていました。

当地区では、12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組むため、水路管理等の集落活動を開始しました。次第に集落の輪も形成され、鳥獣対策も集落全体を電柵、防護柵で取り囲むことで大きな効果を上げています。

また、高齢化の進行によって将来的には耕作放棄地の発生が懸念される中、22年には生産組合が設立されました。組織の設立で集落の維持にも期待が膨らみ、今後は集落の特産品の確立や、加工、販売等への取組の検討を進め、集落の活性化を図っていくこととしています。



集落全体を取り囲む電柵と防護柵

(3) 農地の流動化と面的集積の推進

ア 農地の権利移動面積の推移

22年の耕作を目的とした農地の権利移動面積（自作地有償所有権移転面積と農地法の賃借権設定及び農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という）の利用権設定面積の合計）は2万733haで、前年に比べ803ha増加しました（表3-16）。

このうち、基盤強化法によるものが1万8,956haと全体の9割以上を占めています。なお、基盤強化法による利用権設定面積は、前年に比べ896ha増加しました。

表3-16 耕作目的の農地の権利移動面積の推移（九州）

単位：ha

	18年	19年	20年	21年	22年	前年からの増減 (22年-21年)
総 数	24,562	22,720	20,822	19,930	20,733	803
うち農地法	2,156	1,979	1,970	1,766	1,777	11
所有権移転 ①	1,757	1,626	1,631	1,417	1,307	▲ 110
賃借権設定 ②	399	353	340	350	470	120
うち基盤強化法	22,405	20,741	18,852	18,164	18,956	792
所有権移転 ③	959	900	883	880	776	▲ 104
利用権設定 ④	21,446	19,841	17,969	17,284	18,180	896
(利用権等設定総数) ②+④	21,845	20,194	18,309	17,634	18,650	1,016

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転です。

注2：利用権設定は、基盤強化法による賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託の合計です。

イ 農地利用集積円滑化団体の設置状況及び面的集積について

農地を面的にまとめ、効率的に利用できるようにするため、農地の所有者の委任を受ける形で、農地所有者を代理して意欲ある農業者と農地の貸付け等の契約を行う農地利用集積円滑化団体は、24年3月末現在で基盤強化法における市町村基本構想作成229市町村のうち、都市近郊等の農地が少ない等の市町村を除いて226市町村で246団体が設立されています（表3-17）。

この農地利用集積円滑化団体の組織別内訳は、市町村59、公社29、農協117、担い手協議会38、その他3となっており、佐賀、熊本、宮崎県では農協が、長崎県では担い手協議会が主となっています。

また、23年度において、農地利用集積円滑化団体が実施する農地利用集積円滑化事業により農地所有者代理事業で1,014haの委任を受け、利用権の設定が979ha、所有権の移転が1ha実施され、農地売買等事業では、1,437haの利用権の設定を受け、1,407haの利用権の設定が実施されました。

表 3-17 平成23年度農地利用集積円滑団体設置状況及び面的集積状況（平成24年3月末日現在）

県 名	基本構 想作成 市町村 数	円滑化 規程承 認市町 村数	農地利用集積 円滑化 団体設 置数	内 訳					農地利用集積円滑化事業取組状況（単位：h a）						
				市町村	公社	JA	担い手 協議 会	その他	農地所有者代理事業		農地売買等事業				
									円滑化団体が所有者に委任を受けた面積	円滑化団体が農地所有者から受けた利用権設定の面積	円滑化団体が農地所有者から受けた所有権移転の面積	うち円滑化団体が受けて、農業者が行った利用権設定の面積	うち円滑化団体が受けて、農業者が行った所有権移転の面積		
福 岡	57	55	56	29	2	18	6	1	489	471	－	124	124	－	－
佐 賀	20	20	20	－	2	18	－	－	22	22	－	341	341	－	－
長 崎	21	21	22	1	5	－	16	－	19	14	－	38	11	－	－
熊 本	45	45	51	－	－	51	－	－	4	4	－	461	461	－	－
大 分	17	17	21	5	7	1	7	1	156	147	－	186	186	－	－
宮 崎	26	26	28	－	3	25	－	－	173	173	－	139	139	－	－
鹿児島	43	42	48	24	10	4	9	1	151	149	1	148	146	－	－
九州計	229	226	246	59	29	117	38	3	1,014	979	1	1,437	1,407	－	－

資料：九州農政局調べ

注1：農地利用集積円滑化事業とは、農業経営基盤強化促進法4条4項3号により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する円滑化団体（注4）が実施する、農用地の利用の集積の円滑化を図るための農地所有者代理事業（注2）、農地売買等事業（注3）、研修等事業をいいます。

注2：農地所有者代理事業とは農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け、又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任にかかる農用地等の保全のための管理を行う事業を含む）をいいます。

注3：農地売買等事業とは、農用地等を円滑化団体が買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売渡、交換し、又は貸し付ける事業をいいます。

注4：円滑化団体とは、注1の事業を実施する団体で市町村・JA等をいいます。

注5：円滑化事業の取り組み状況については小数点第1を四捨五入により表示。

ウ 農地保有合理化事業の実施状況

九州内の農業公社が行った農地保有合理化事業（規模縮小農家等から農地を
買入、意欲ある農業者に売り渡す事業）の売買等事業における平成23年度の買
入面積は約227haで、前年に比べ62ha減少しました。売渡面積も約211haと前年
に比べ52ha少なくなっています。

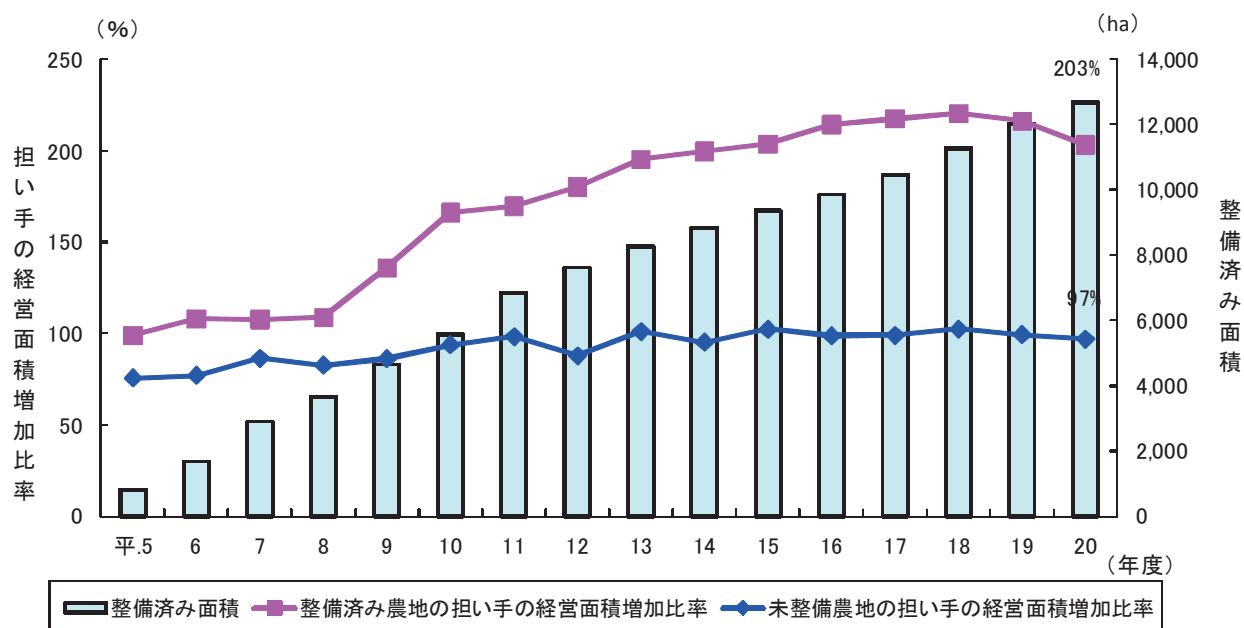
【農地保有合理化事業による企業の農業参入支援】

大分県宇佐市の4haの耕作放棄地が、国の耕作放棄
地再生利用緊急対策によりワイン醸造用のぶどう園に
よみがえりました。農業参入したのは、酒造会社の三
和酒類が出資し、21年12月に設立された農業生産法人石和田産業です。グリーン・ツーリズムが盛んな同市安心院町に良質原料を確保する農地を確保したい
同社を支援するため、大分県農業農村振興公社が農地保有合理化事業により耕
作放棄地を取得し、農地に復元後に施設整備等を行い、23年3月には立派な農
園として同社に売り渡し、企業の農業参入を支援しました。



(4) 農地整備を契機とした担い手への農地利用集積

図3-7 担い手への農地利用集積状況とほ場整備



資料：九州農政局調べ

注1：担い手の経営面積増加比率＝当該年度における担い手の経営面積の総和÷事業実施前の担い手の経営面積の総和。

2：整備済み農地の担い手の経営面積増加比率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区内で経営する面積により算出します。

3：未整備農地の担い手の経営面積増加比率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区外で経営する面積により算出します。

4：整備済み農地には、5年度以前に着工し、5年度以降も継続している地区を含みます。

農林水産省では、農地の利用集積、担い手の育成を図ることを目的に、ほ場整備を進めています。

九州で5年度から20年度までにはほ場整備が実施された面積は、約1万2,679 ha（254地区）となっています。

また、ほ場整備にあわせ、土地利用調整や担い手への農地利用集積のための支援等を行っており、九州のほ場整備実施地区における担い手への経営面積増加比率（事業実施前の担い手の経営面積の総和に対する当該年度における担い手の経営面積の総和）は203%（20年度時点）に拡大しています。これに対し、同じ担い手の経営農地において、ほ場整備が行われなかった農地の担い手への経営面積増加比率は97%（20年度時点）にとどまっています（図3-7）。

これは、ほ場整備によって、ほ場の大区画化や連担化、水田の汎用化が進み、労働時間の節減といった担い手が規模拡大をするための条件が整ったことが、農地の利用集積に貢献したことによるものと考えられます。

7 農業農村整備の展開

農業農村整備事業は、国内の食料供給力を下から支える重要なものです。また、戸別所得補償制度の本格実施に伴う、麦・大豆等の生産拡大や安定的な生産の確保のためには、農業水利施設の老朽化対策による農業用水の安定供給や、ほ場レベルや地域レベルの排水改良が不可欠です。このため、今後は老朽化の進行した農業水利施設の保全管理や、水田の排水対策等を重点的に行なうとともに、畑作地域では引き続き畑地かんがいの推進を行い、効率的で地域の実情にあった整備を行うこととしています。

農業用水を供給する農業水利施設のうち、基幹的な農業用排水路の延長は、約5万km、ダム、頭首工^{※1}、用排水機場等の点的な基幹的施設は約7千か所、その資産価値は再建設費ベースで約18兆円にのぼります。

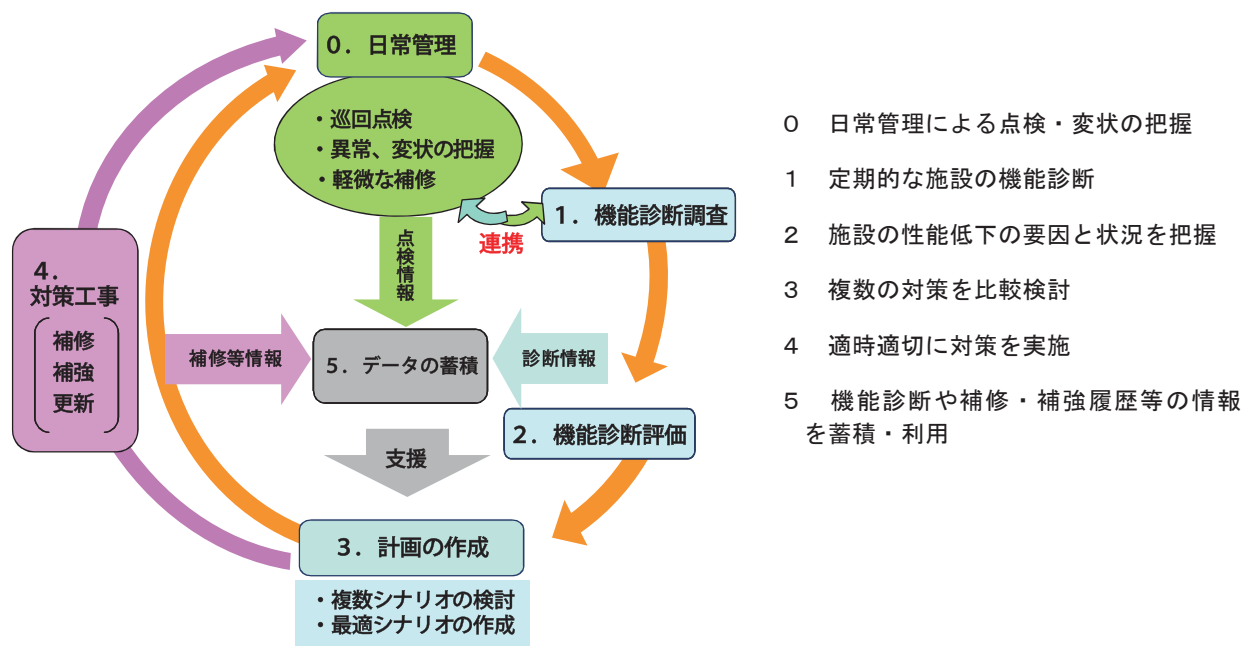
これらの施設は、現在、老朽化のピークを迎えており、膨大な農業水利ストックの機能を効率的に維持するための仕組みの整備が必要となっています。

このため、農林水産省では、施設の管理手法として「ストックマネジメント」を導入することとしています。

（1）ストックマネジメントの推進

ストックマネジメントとは、農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト^{※2}を低減するための技術体系及び管理手法の総称です。

図3-8 スtockマネジメントのしくみ



※1 頭首工とは、河川等から農業用水を引き込むための施設の総称です。

※2 ライフサイクルコストとは、施設建設費、供用期間中の運転・補修等の管理費、廃棄費の合計額です。

九州農政局では、これまでに基幹的な国営造成施設の機能診断を行ってきました。

表 3－18 国営造成施設 機能診断スケジュール

	ダム等	頭首工	用排水路	機場	水門
全体	41 か所	38 か所	2,465 km	138 か所	120 か所
22年度まで実施済	19 か所	25 か所	823 km	51 か所	12 か所
23年度実施	6 か所	5 か所	190 km	9 か所	12 か所

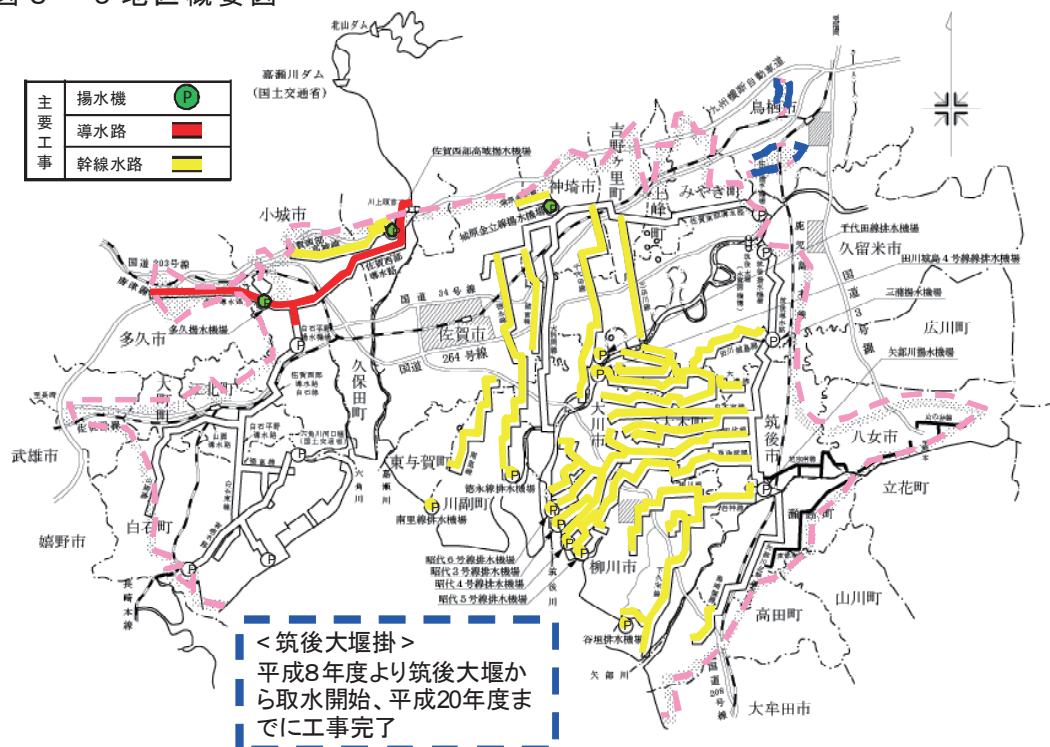
資料：九州農政局調べ

（２）国営かんがい排水事業「筑後川下流地区」の事業実施による効果

ア 事業概要

福岡・佐賀両県の20市町、4万899haにまたがる極めて平坦な全国有数の農業地域を対象に筑後川及び嘉瀬川から用水を確保するため、主要工事として、揚水機3か所、導水路27.8km、幹線水路208.2km、排水水門20か所を施工しています。

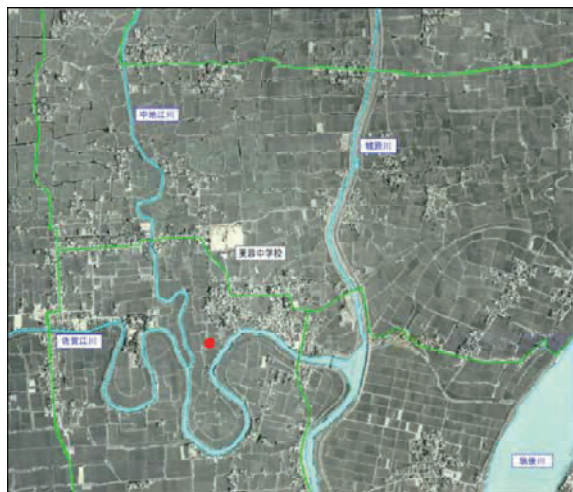
図 3－9 地区概要図



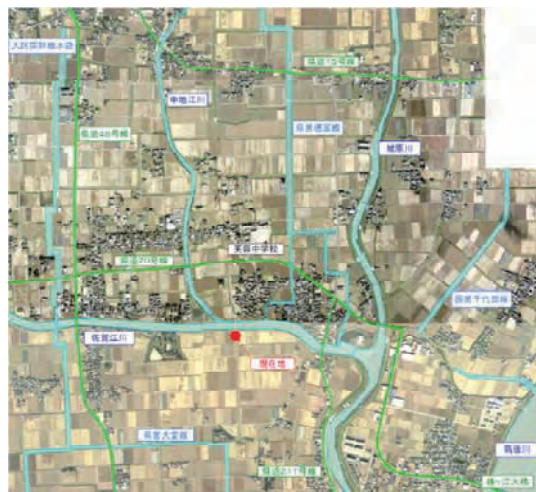
この事業の実施により大規模な用排水系統の再編成、淡水取水の合理化、用水不足の解消を図るとともに、白石平野の地盤沈下の防止に寄与しています。

イ 農業経営の効率化

国営事業による農業用水の確保と、関連事業による末端用排水路の整備や区画整理を実施した結果、営農の合理化が図られました。また、野菜、麦類の作付が増加し、耕地利用率の向上に貢献しています（7年144%→17年151%）。



昭和44年当時



平成20年現在

ウ 産地振興

佐賀県は全国トップクラスの二条大麦の生産地であり、近隣のビール会社の工場と、契約栽培を行なっています。ほ場整備による区画の拡大、均平度の向上、排水改良により、麦の高品質化、収穫量の増加が図られました。

本地域で生産された二条大麦は、個別農家、集落営農組合ともに農協が集荷し、大ロットでビール工場に直送しています。



〔個別農家〕



〔集落営農組合〕



〔JA佐賀（乾燥調製施設）〕



〔ビール工場〕